

フィリピンにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
3 輸出要請	自動部品	(1)	PEZA企業への輸出要請	・PEZA(フィリピン経済特別区)に属する企業は輸出70%以上という規制がある為、国内向け売上げの拡販を自由にできない。 (継続、要望変更)	・例えば、政府プログラム案件、BOI案件にそって事業を展開しようとする場合等、引き続き別枠で検討していただきたい。	
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	輸入制限品目の存在	・ある種の商品は、公衆衛生と安全、国家保全、国際規約ないしは地場産業の育成等の理由により、輸入の規制もしくは禁止を受ける。 - 規制対象品目は事前に政府機関の輸入許可を受ける必要あり。 - 禁止品目はいかなる状況においても輸入できない。 (継続)		
	日鉄連	(2)	セーフガード措置の濫用	・2009年9月30日、山形鋼およびその他の形鋼セーフガード関税を賦課。 2012年3月10日、現地ミルのセーフガード措置延長申請を受けて再調査の結果、3年間の賦課延長(～2015年3月)を決定。 2013年10月8日、フィリピン貿易産業省(DTI)が国内主要2紙に亜鉛めっき鋼板およびカラー鋼板に対するセーフガード調査開始を公告。 2015年1月、現地ミルの山形鋼およびその他の形鋼におけるセーフガード措置延長申請に基づく再調査に関し、Tariff Commissionが最終レポートを發出し、DTIに対し4年間の措置延長(～2019年3月)を建議。セーフガード税は一年目3345ペソ/MT、二年目3178ペソ/MT、3019ペソ/MT、2868ペソ/MT。 2015年2月20日、フィリピン貿易産業省(DTI)は亜鉛めっき鋼板およびカラー鋼板に対するセーフガード調査につきシロ(重大な損害なし)との仮決定を下し、調査終結。 (継続)	・調査措置の撤廃。 ・調査の中止、日本製鋼材の適用除外。	
	日鉄連	(3)	L/C輸入制度	・鉄鋼製品に関し、フィリピンでは原則L/Cによる輸入で、輸入者はL/C開設時銀行に対し、 L/C開設申請書及びImport Declaration Formを提出。 L/C開設用Deposit支払(輸入者の信用度によりDeposit金額は変わる)。 関税仮支払(成約金額ベース、L/C開設時の仮為替レート使用)。 (継続)		
	日鉄連	(4)	船積前検査義務	・2010年1月4日、行政命令(AO243-A)発効。コンテナ以外の貨物(Bulk, Break-bulk cargo)には出港地での船積み前検査を行わなければならない。 2010年5月12日、税関令公布。検査を受けていない貨物は揚げ地検査を行う等のハイリスク積荷に関する規程が盛り込まれ、運用が厳格化された。 2014年5月、適用対象外となっていたコンテナ船に対する船積み前検査の導入を検討しているとの情報があり。 2015年7月、フィリピン税関発行Custom Memorandum Order (CMO) NO.23-2015(689KB)に基づき、Philippine Economic Zone Authority (PEZA)向けバルク、およびブレイクバルク貨物は船積み前検査の除外対象になった。 (継続)	・船積み前検査制度の撤廃。	・行政命令(AO243-A) ・税関令(CMO18-2010)

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連	(5)	関税の精算方法の不合理	・VAT12%の支払い(Invoice Amountベース): 貨物入着時にInvoice Amountを入着時の為替レートでPESOに換算、その12%をPESOベースで支払う。 関税の精算は、Invoice Amount/SGS'S Clean Report of Finding上のHome Consumption Value/輸出国における実際のHome Consumption Value (税関は主要国の価格リストを所有)のうち、一番高いものをベースとして再度関税を計算、また入荷時の為替レートをファイナルとして再計算し差額を精算する。 (継続)	・制度の撤廃。	
	日鉄連	(6)	輸入関係業者の認定制度	・2014年2月10日、フィリピン国税庁(BIR)は、輸入関係業者の認定に関するガイドライン(RMO No.10-2014)を公布・発効し、全ての輸入関係業者はBIRによる認定が必要となった。 (継続)		・RMO NO. 10-2014
	日鉄連	(7)	関税評価における設定単価	・フィリピン税関(BOC)が定める設定単価(Threshold Value)と比較して輸入価格(FOB)が下回った場合、輸入企業は関連書類の提出や説明、申告額の修正等を求められる。設定単価については、年に2回BOCが公表するMemorandumに記載される。 2016年10月20日、最新のMemorandumが公表。設定単価が国別に定められた。		
	日機輪	(8)	コンテナ引取りの遅延	・マニラ港では輸入者はBookingシステムを使ってコンテナの引取りを行う必要があるが、システムを使っても引き取りに時間がかかる。	・システムの有効活用によるコンテナ引取りの時間短縮。	
	自動部品	(9)	関税賦課の恣意性	・米等の食料品や日用品等の生活支援物資を日本から送付する際に同じ商品でも関税がかかる場合とからない場合がある。また、係員により数々の手数料が取られ高額になる場合があり、基準が不明瞭である。	・相手先国内における、法整備、運用を整えるよう働きかけてほしい。	
12 為替管理	日機輪	(1)	同一グループ企業間為替取引の困難	・現地通貨ペソ関連の為替取引については実需取引に限定されていることから、同一グループのシンガポール金融会社とのペソ関連為替取引が不可能である。 (継続)	・為替取引の自由化。	・BSP為替制度
14 税制	日機輪	(1)	付加価値税の還付遅延・未還付	・VATが免除されているPEZA企業が一旦仮払いしたVATの還付が滞っており、いつ還付されるか目処が立たない。	・VAT還付の為の適切な財政確保と税務当局の審査迅速化。 ・円滑な還付は付加価値税を導入する場合の基本であるので、それが運用できないのは著しく、商取引に悪影響を与えること、理解させて欲しい。 ・確実な還付の実行をお願いしたい。	・National Internal Revenue Code Sec.112
	日機輪			・VAT(付加価値税)につき、還付ポジションになっても、円滑な還付がなされない。商工会議所、日本大使館を通じて、政府に対して、頻繁に要望を出している。貿易産業省の尽力で比政府が本件に対処するための法案を議会に提出しており、成立することを望む。 (継続)		
	日機輪			・円借款事業であっても、制度に反し、売上VATより仕入VATが上回っている場合でもVATの還付が実施されない(手続が進まない)。		
	日機輪	(2)	恣意的な税務調査・追徴課税	・多大な書類の提出、一方的で論理性のない追徴連絡等、毎回多大な時間と費用を費やされる。挙証責任は全て納税者側にあり、税務調査のあり方に課題。 (継続)	・税務当局の体制、調査のあり方を含めた本質的な改革。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	JPETA	(3)	租税条約の債務者主義採用による使用料の源泉徴収義務	・フィリピンとの租税条約において使用料の所得源泉地として債務者主義が採用されていることにより、駐在員事務所 で賃借している車、コピー機の使用料に源泉徴収義務が生じている。一方、現地業者から日本国の税金負担の理解は得られず、納税義務者である当社の負担にならざるを得ない状況になっている。 (継続)	・租税条約上の債務者主義撤廃による使用料の源泉徴収義務の廃止。	・租税条約
	日機輸	(4)	租税条約の使用料限度税率適用手続の煩雑・遅延	・日比租税条約に基づく使用料等に対する源泉徴収税率減免適用申請に日本側も含め複雑な手続きと時間がかかる。また、申請しても正式認可取得に1年以上かかる。 (継続)	・申請手続きの簡素化、迅速化。	
	日機輸	(5)	法人税前払いとしての拡大源泉税支払い	・フィリピンでは、拡大源泉税として、納税トップ2万社または高額納税者からの国内業者への物品やサービスの対価の支払いに対して、法人税の前払いとして、源泉されてしまう(物品は1%、サービスは2%)。キャッシュフローに大きな影響を与える上に、還付を受けるまで時間がかかる。 (継続)	・資金負担を考慮して、廃止して頂きたい。	
16 雇用	JEITA	(1)	PEZAのビザ更新手続きの遅延	・経済区庁(PEZA)のVISA(47(A)2)の更新に23稼働日(1ヶ月超)掛かっている。急な出張などが入った場合に国外に出国できないケースが有り得る。 (継続)	・2週間程度での更新手続き完了をお願いしたい。	
	日機輸	(2)	有期雇用の限定	・有期雇用は、季節性、臨時性ある仕事のみ認められている。 (継続)	・柔軟な要員調整が保証される制度を確立して欲しい。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	拒絶査定時の分割出願不可	・規則611には、出願人は、特許出願が取り下げられる、放棄される又は特許付与される前に係属出願について分割出願を行うことができると記載されており、拒絶査定時は、審判請求しなければ出願人は分割出願することができない。そのため出願人が意図する請求項で特許を取得する機会が少ない。 (継続)	・拒絶査定時に分割出願できるようにしてほしい。	・フィリピン知的財産規則611
	日機輸	(2)	特異な図面余白の書式	・図面余白がフィリピン特有の書式があり、他国とは別に図面を用意する必要がある。 (継続)	・他国と図面の書式をあわせるようにしてほしい。	・フィリピン知的財産規則414.3
19 工業規格、基準安全認証	日鉄連	(1)	PNS強制規格取得義務	・2008年6月、フィリピン貿易産業省は、亜鉛めっき鋼管、異形棒鋼、等辺山形鋼、棒鋼のPNS規格取得を義務付け。 2010年7月、冷延鋼板類へのPNS規格取得を義務付ける予定であったが、国内外からの反対により、同鋼板類への強制規格化は撤回され、任意規格制度に止まることとなった。 2015年7月、DTIがDAO15-01を官報告示し、亜鉛めっき鋼板を強制規格対象から除外。Annex1にラベル表示として求められる情報(板厚、板幅、製造年月日、用途等)を規定。 (継続)	・強制規格の対象品種について、制度の撤廃、手続き(含.除外制度)の明確化・簡素化。	・貿易産業省令
21 土地所有制限	日機輸	(1)	土地所有制限	・100%外資企業の土地所有が認められていない。	・安定した事業運営の為に、土地所有を認めてほしい。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23 諸制度・慣行・非 能率な行政手続	日機輪	(1)	資産譲渡に関する 規制の手続の煩雑	・フィリピンのBulk Sales Lawは、会社が資産譲渡を行う場合に、債権者へ通 知し、資産譲渡の対価を債権者に分配することを定めているが、「通常のビジ ネス以外」の資産処分を対象行為としており、会社の事業規模と比較して非常 に小さい規模の資産譲渡で、債権者を保護する意義に乏しい場合であって も、債権者保護手続が必要となる。 (継続)	・Bulk Sales Lawにおいて、規制対象とな る資産譲渡行為を、会社の事業規模と比 較して、債権者保護の意義がある場合に 限定するべき。	・Bulk Sales Law
24 法制度の未整 備、突然の変更	JEITA	(1)	突然の祝日設定・ 変更	・大統領令によって突然祝日に変更されるケースが良くある。元々平日であ った日が祝日になったり、祝日であった日が平日となるケースがあり、ひどい場 合にはその公示が数日前に行われる。平日から祝日となった場合、稼働せざ るを得ない工場では休日手当を支給することとなり計画外の経費発生とな っている。 (継続)	・祝日を前年末までにFIXして頂きたい。	
26 その他	JEITA	(1)	交通、輸送インフラ の未整備	・一般道路/交差点の信号等が未整備でたびたび大渋滞が起こる。また、交通 事故も非常に多く、交通マナーも非常に悪い。わずかな雨でも冠水する道路 が多い。特に空港周辺の道路事情が劣悪。 (継続)	・道路インフラを改善して頂きたい。特に空 港周辺を改善して頂きたい。	
	JEITA			・港周辺の道路の不足(交通量と道路(トラックレーン)のアンマッチ。また港の処 理能力の不足が相まって、2014年は船が港についてから物が現地に届くの に3-4週間かかる時期があった。 (継続)	・港、及び道路インフラを改善して、船がマ ニラ港についてから、数日で船便の荷物 が届くように改善して頂きたい。	
	日機輪			・港湾処理能力の低さにより、港での滞留貨物が発生し輸出入時にAirへの切 替(追加コストの発生)。 ・輸入手続きでのシステムダウン、空港・道路の未整備による渋滞。	・港湾処理能力の効率化。 ・現地でのスムーズな運営の為にインフラ の整備を早々に改善していただきたい。	
	自動部品					
	JEITA	(2)	電力供給の不安 定、コストの割高	・電気料金が、日本、シンガポールと同等もしくはそれ以上に高い。また電気の 供給が安定していない為、停電対策として工場ではジェネレーターを設置し たり、オフィスでもUPS(Uninterruptible Power System/無停電電源装置) の設置が必要となっている。 (継続)	・安定した電気の供給と電気料金の低減を お願いしたい。	
	日機輪			・PEZA企業に対する特別電力料適用契約が2012年12月で終了。このため割 引率は減少。電力売買自由化のしくみ、導入時期も非常に不透明。	・政府による早期、又具体的な電力売買自 由化の導入時期、具体的制度の説明。	